

島根県立産業交流会館レストラン運営事業者募集要項

島根県商工労働部商工政策課

島根県立産業交流会館内のレストラン運営事業者（以下、「事業者」という）について、以下のとおり募集を行います。

1 島根県立産業交流会館の概要

- (1) 名称：島根県立産業交流会館（愛称くにびきメッセ。以下「産業交流会館」という。）
- (2) 所在地：島根県松江市学園南1丁目2番1号
- (3) 設置目的：県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図ること。
- (4) 事業概要
 - ア 展示会、見本市、会議その他の催しのための施設及び設備の提供
 - イ 県内産業の振興又は地域の国際化に資する事業を行う団体のための事務室の提供
- (5) 所有者：島根県
- (6) 指定管理者：一般財団法人くにびきメッセ
- (7) 会館利用者数：21万7千人（令和5年度における延べ入館者数）

2 業務内容

産業交流会館内のレストランの運営（来館者への食事、喫茶の提供、ケータリング等）

3 運営店舗の概要（別添資料1及び資料2参照）

- (1) 場所：産業交流会館 1階
- (2) 面積：268㎡（客席205㎡、厨房50㎡、従業員用控室13㎡）

4 運営条件

- (1) 営業種目
レストラン及び喫茶を提供できること。
- (2) 営業日
産業交流会館の開館日（12月29日～1月3日を除く毎日）を基本として提案すること（週1日程度の定休日を設けることは可）。
- (3) 営業時間
午前9時から午後5時までを基本として提案すること（事業者の希望により、昼食営業のみなど営業時間を変更することも可能だが、昼食営業は必須）。
- (4) 設備等
 - ア 県が設置している厨房設備等の品名、個数等は別添資料2のとおりであり、事業者は、責任をもって管理し、使用することができる。
なお、別添資料2に記載の厨房設備等については、県が事業者と協議の上、必要に応じて別添資料2に記載の個数までに限り、同等品に更新する場合がある。

イ 調理器具、食器類、椅子、テーブルその他の営業に必要な物品等の準備については、事業者の負担とする。その他、事業者が県と協議の上、別添資料2に記載の厨房設備等以外の厨房設備等を事業者の負担により設置することは差し支えない。

(5) 使用許可の形態

ア 事業者は、別に指示するところにより行政財産使用許可申請書を提出し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により行政財産をレストランに使用するための知事の許可を受ける必要がある。

イ 事業者は、使用許可物件をレストランの運営以外の用に供してはならない。また、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に提供し、又は営業を委託し、名義貸し等を行うことはできない。

(6) 使用期間

ア 使用許可の期間は、レストランの営業開始日（来客の受入開始日）から令和8年3月31日までとする。原則として令和7年夏頃までを目途に営業を開始することとし、県と事業者で協議の上、営業開始日を決定する。なお、営業開始日までに県及び事業者が並行して営業の開始に係る準備を行うものとする。

イ 使用許可の更新を受けようとする場合は、使用許可期間が満了する日の2か月前までに行政財産使用許可申請書を県に提出するものとする。

なお、県の財産利用の方針変更により、使用許可期間（更新による許可期間を含む。）が満了した後の更新を受けようとする期間について、行政財産使用許可から地方自治法第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付け（借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期建物賃貸借契約）に切り替える場合がある。この場合、貸付料等の条件は、使用許可の場合と概ね同等のものとなる。

ウ 事業者は、使用許可期間の満了前に自己の都合により退去しようとする場合は、退去しようとする日の3か月前までに県に書面により通知しなければならない。

(7) 使用料等

ア 事業者は、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年島根県条例第42号）（以下、「条例」という。）に基づき算定した使用許可の期間に係る使用料を県に納付しなければならない。

イ 令和7年度の使用料は、月額約15万7千円となる見込みである。ただし、使用開始日（営業開始日）が月の途中となった場合は、日割り計算をして算出した額となる。仮に令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間使用した場合の年間使用料は1,883,070円となるので、参考とすること。なお、使用料は毎年度改定を行う。

ウ 上記の使用料は条例の規定により減額された額であり、レストランの運営開始以後の収支実績等において著しい収益があった場合及び条例の規定が改正された場合は、事業者は変更された額を納付しなければならない。

(8) その他の経費負担

ア 事業者は、県が設置する厨房設備等以外の設備、物品等を設置する場合における当該設置、運用及び撤去に要する一切の費用を負担するものとする。

イ 事業者は、レストラン運営に通常必要とされる経費のほか、電気、水道、ガス、電話、清掃その他の店舗の使用に必要な経費を負担しなければならない。

(9) その他

ア 島根県立産業交流会館にふさわしい店舗とするため、営業の開始までに看板類の設備や調度品等の選定に当たって、あらかじめ県と協議しなければならない。

イ 防火及び安全管理のための必要な事項について、県の指示に従うこと。

ウ レストラン内は全て禁煙とする。

エ 県は、館内会議室等への弁当、食事、飲み物等提供、館内でのレセプション、パーティー等にあたって、優先的又は独占的な斡旋、紹介等を行わない。

オ レストランの運営に際し必要となる許認可、届出等については、事業者の責任において対応すること。

5 原状回復

事業者は、使用の期間が満了したとき、使用許可を取り消されたとき又は自己の都合により退去するときは、事業者の負担において、使用許可物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、県が特に承認した場合においては、この限りではない。

6 応募資格

応募しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 島根県内に事業所を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない法人等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更正手続、再生手続等をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。
- (6) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 島根県内での飲食店経営の実績がある法人等であること。
- (8) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を受けていること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 応募方法等

応募にあたっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 島根県立産業交流会館レストラン運営事業者応募申込書（別添様式による。）
- イ 事業提案書（別添様式による。）
- ウ 決算書（直近2年分）
- エ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- カ 登記事項証明書
- キ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）
- ク 誓約書（別添様式による。）

(2) 提出部数

(1)のイ及びキは各6部、その他は各1部

(3) 提出方法、提出期限等

- ア 提出方法
持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送とする。
- イ 提出期限
令和7年2月25日（火）午後5時15分必着
- ウ 提出先
下記11の「問合せ・書類提出先」

(4) 現地見学会

レストラン施設の見学会を以下の日時に実施するため、参加を希望する場合は、メールにて2月13日（木）午後5時までに以下の事項を記載のうえ連絡すること（メールアドレスは後述の「11 問合せ・書類提出先」に記載。FAX可）。

【現地見学会】

- ・開催日：令和7年2月14日（金）午前10時～
- ・場所：松江市学園南1丁目2-1
島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）レストランスペース
- ・メール記載事項：
事業者名、代表者名、説明会参加者名、連絡先、見学会参加希望の旨

8 審査及び事業者の決定

商工労働部内に設置する審査選定委員会において書面により審査し、下記の審査項目を総合的に評価し、島根県立産業交流会館内のレストランの運営を行う者として最も適した法人等を事業者として決定する。なお、応募者に事前に連絡の上で、審査選定委員会において、必要に応じ、応募者に対するヒアリングを実施することがある。

(1) 審査項目

- ア レストランの運営コンセプト
店舗運営の方法、営業時間、メニュー、集客対策、島根県立産業交流会館の利用促

進につながるアイデア等

イ 利用者への付加的なサービスの提供

館内会議室やレセプション、パーティ等への食事、飲み物等の提供その他の利用者に対するサービス向上への取組等

ウ レストランの人員体制

従業員の配置計画、就業条件及び研修計画

エ 応募者の経営状況及び飲食業での営業実績

オ レストラン運営の収支計画

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、審査選定委員会終了後、速やかに応募者全員に文書にて通知する。

9 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

(1) 応募資格のない者が応募した場合

(2) 複数の応募申込みを行った場合

(3) 提出期限までに所定の提出先に所定の書類の提出がなかった場合

(4) 事実に反する応募又は応募に係る不正行為があった場合

(5) その他あらかじめ指示した事項に違反した場合又は応募者に求められる義務を履行しなかった場合

10 その他

(1) 応募した後に応募を辞退する場合は、書面でその旨を下記 11 の「問合せ・書類提出先」に申し出ること。

(2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類の作成、提出等に要する費用は応募者の負担とする。

(3) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(4) 提出後の書類の差替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、県が補正を求めた場合はこの限りではない。

11 問合せ・書類提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部商工政策課 井上

電話：0852-22-5290 FAX：0852-22-6039

mail：inoue-shinji@pref.shimane.lg.jp